

退職手当説明資料

平成29年度

<平成30年2月改訂版>

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
TEL (088) 821-4905
FAX (088) 821-4725

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>
E-mail : 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

※ この資料は、平成30年2月1日現在の制度に基づき作成しています。

退職手当は、「職員の退職手当に関する条例」に基づいて支給されます。

1 教職員・福利課への提出書類

- ① 退職手当支給申出書（15ページ）
- ② 退職所得申告書（16ページ）
- ③ その他確認資料（退職手当を振り込む本人名義の預金通帳の写し）

2 支払時期

毎年、3月末の退職者については、4月下旬に口座振込しています。

○ 退職手当の計算方法	2
○ 退職理由別・勤続年数別支給率【別表1】	3
○ 給料表別の退職手当調整額の適用区分【別表2】【別表3】	4
○ 退職手当における勤続年数の計算について	6
○ 退職手当の計算	8
○ 退職手当を計算してみよう	11
○ 退職手当（退職所得）に係る税金	14
○ 退職手当支給申出書	15
○ 退職所得申告書	16

退職手当の計算方法

○ 退職手当の計算方法は次のとおりです。

$$\text{退職手当額} = \text{基本額【給料月額} \times \text{退職理由別・勤続年数別支給率】} + \text{退職手当調整額}$$

○ ただし、平成18年4月1日の制度改正に伴う経過措置があるため、退職手当額は、

「A：新制度の退職手当額」（上記の計算方法で算出した退職手当額）と

「B：旧制度の退職手当額（H18.3.31現在の額）」を比較し、金額の多い方となります。

$$\text{B：旧制度の退職手当額} = \text{給料月額} \times \text{退職理由別・勤続年数別支給率}$$

	A：新制度の退職手当額		B：旧制度の退職手当額(H18.3.31現在の額)
給料月額	退職時の給料月額 (切替えに伴う現給保障額や、教職調整額、給料の調整額を含みます。) ただし、H18.4.1から経過措置として支給されている給料月額改正前と改正後の差額(現給保障額)は含みません。		H18.3.31現在の給料月額 (教職調整額、給料の調整額を含みます。)
支給率	新制度の支給率 (【別表1】<3ページ>を参照)		旧制度(H18.3.31現在)の支給率 (【別表1】<3ページ>を参照)
退職理由	現に退職した理由		
勤続年数	退職時までの期間		H18.3.31までの期間
休職期間等の除算方法	① 育児休業の終期が平成4年4月1日以降の場合のみ、子が1歳に達した日の属する月までの期間	1/3を除算	1/2を除算
	② 育児短時間勤務をした期間		
	③ 休職、育児休業(上記①を除く)、停職等	1/2を除算	制度なし
	④ 配偶者同行休業 ※平成26年7月8日施行	全期間除算	
	⑤ 職員組合専従の期間	全期間除算	
除算の対象期間は、月の初日から月の末日までのすべての期間を含む月だけを基に計算します。			
勸奨退職による年齢加算(勤続年数25年以上)	退職年度末の年齢による割増率 (退職年度末の年齢が50歳以上の場合、60歳と退職年度末の年齢との差に相当する年数1年につき2%を乗じた率)		H18.3.31の年齢による割増率 (H18.3.31の年齢が50歳以上の場合、60歳とH18.3.31の年齢との差に相当する年数1年につき2%を乗じた率)
退職手当調整額	職員の区分(【別表2】【別表3】<4・5ページ>の第1号～第8号区分)に応じて定められた額のうち、最も多いものから順に、第1位から第60位までの額を合計した額(【別表2】【別表3】<4・5ページ>を参照)		制度なし

退職理由別・勤続年数別支給率

※平成30年2月1日から適用

勤続年数	区分		自己都合		整理・公務死傷病		勤務公署移転等		公務外傷病その他	
	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度
年										
1	0.837	0.837	0.5022	0.5022	1.2555	1.2555	1.04625	1.04625	0.837	0.837
2	1.674	1.674	1.0044	1.0044	2.511	2.511	2.0925	2.0925	1.674	1.674
3	2.511	2.511	1.5066	1.5066	3.7665	3.7665	3.13875	3.13875	2.511	2.511
4	3.348	3.348	2.0088	2.0088	5.022	5.022	4.185	4.185	3.348	3.348
5	4.185	4.185	2.511	2.511	6.2775	6.2775	5.23125	5.23125	4.185	4.185
6	5.022	5.022	3.7665	3.0132	7.533	7.533	6.2775	6.2775	5.022	5.022
7	5.859	5.859	4.39425	3.5154	8.7885	8.7885	7.32375	7.32375	5.859	5.859
8	6.696	6.696	5.022	4.0176	10.044	10.044	8.37	8.37	6.696	6.696
9	7.533	7.533	5.64975	4.5198	11.2995	11.2995	9.41625	9.41625	7.533	7.533
10	8.37	8.37	6.2775	5.022	12.555	12.555	10.4625	10.4625	8.37	8.37
11	9.2907	11.613375	7.43256	7.43256	13.93605	13.93605	11.613375	11.613375	9.2907	9.2907
12	10.2114	12.76425	8.16912	8.16912	15.3171	15.3171	12.76425	12.76425	10.2114	10.2114
13	11.1321	13.915125	8.90568	8.90568	16.69815	16.69815	13.915125	13.915125	11.1321	11.1321
14	12.0528	15.066	9.64224	9.64224	18.0792	18.0792	15.066	15.066	12.0528	12.0528
15	12.9735	16.216875	10.3788	10.3788	19.46025	19.46025	16.216875	16.216875	12.9735	12.9735
16	13.8942	17.890875	11.11536	12.88143	20.8413	20.8413	17.36775	17.890875	13.8942	14.3127
17	14.8149	19.564875	11.85192	14.08671	22.22235	22.22235	18.518625	19.564875	14.8149	15.6519
18	15.7356	21.238875	12.58848	15.29199	23.6034	23.6034	19.6695	21.238875	15.7356	16.9911
19	16.6563	22.912875	13.32504	16.49727	24.98445	24.98445	20.820375	22.912875	16.6563	18.3303
20	21.97125	24.586875	17.577	19.6695	26.3655	26.3655	21.97125	24.586875	17.577	19.6695
21	23.22675	26.260875	18.5814	21.3435	27.8721	27.74655	23.22675	26.260875	18.5814	21.3435
22	24.48225	27.934875	19.5858	23.0175	29.3787	29.1276	24.48225	27.934875	19.5858	23.0175
23	25.73775	29.608875	20.5902	24.6915	30.8853	30.50865	25.73775	29.608875	20.5902	24.6915
24	26.99325	31.282875	21.5946	26.3655	32.3919	31.8897	26.99325	31.282875	21.5946	26.3655
25	33.8985	33.27075	28.24875	28.0395	33.8985	33.27075	28.24875	33.27075	28.24875	28.0395
26	35.4051	34.77735	29.50425	29.3787	35.4051	34.77735	29.50425	34.77735	29.50425	29.3787
27	36.9117	36.28395	30.75975	30.7179	36.9117	36.28395	30.75975	36.28395	30.75975	30.7179
28	38.4183	37.79055	32.01525	32.0571	38.4183	37.79055	32.01525	37.79055	32.01525	32.0571
29	39.9249	39.29715	33.27075	33.3963	39.9249	39.29715	33.27075	39.29715	33.27075	33.3963
30	41.4315	40.80375	34.52625	34.7355	41.4315	40.80375	34.52625	40.80375	34.52625	34.7355
31	42.687	42.31035	35.5725	35.7399	42.687	42.31035	35.5725	42.31035	35.5725	35.7399
32	43.9425	43.81695	36.61875	36.7443	43.9425	43.81695	36.61875	43.81695	36.61875	36.7443
33	45.198	45.32355	37.665	37.7487	45.198	45.32355	37.665	45.32355	37.665	37.7487
34	46.4535	46.83015	38.71125	38.7531	46.4535	46.83015	38.71125	46.83015	38.71125	38.7531
35	47.709	47.709	39.7575	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709	39.7575	39.7575
36		47.709		40.7619		47.709		47.709		40.7619
37		47.709		41.7663		47.709		47.709		41.7663
38		47.709		42.7707		47.709		47.709		42.7707
39		47.709		43.7751		47.709		47.709		43.7751
40		47.709		44.7795		47.709		47.709		44.7795
41		47.709		45.7839		47.709		47.709		45.7839
42		47.709		46.7883		47.709		47.709		46.7883
43		47.709		47.709		47.709		47.709		47.709
44		47.709		47.709		47.709		47.709		47.709
45		47.709		47.709		47.709		47.709		47.709

旧制度：平成18年3月31日まで(平成18年改正条例に係る経過措置関係)

新制度：平成18年4月1日以降

給料表別の退職手当調整額の適用区分（平成18年4月1日以降）

調整額区分	調整月額 (単位：円)	給 料 表				
		小・中学校教育職	高等学校等教育職	行政職	医療(二)	技能職
第1号区分	50,000			9級		
第2号区分	45,850	4級 管理職手当 69,500円(16%)	4級 管理職手当 72,800円(16%)	8級		
第3号区分	41,700	4級 管理職手当 60,800円(14%)	4級 管理職手当 63,700円(14%)	7級	7級	
第4号区分	33,350	4級 管理職手当 52,100円(12%) 3級 管理職手当 52,000円(12%)	4級 管理職手当 54,600円(12%) 3級 管理職手当 52,900円(12%)	6級 (任用等級2等級 の者に限る)	6級 (任用等級2等級 の者に限る)	
第5号区分	25,000	3級 管理職手当 43,700円(10%) 【特2級】 (4年制大学卒業後の 経験年数が28年を超 える者又は在級年数 が9年を超える者) 2級 (4年制大学卒業後の 経験年数が28年を超 える者<教諭、養護教諭、 栄養教諭に限る>)	3級 管理職手当 44,100円(10%) 【特2級】 (4年制大学卒業後の 経験年数が28年を超 える者又は在級年数 が9年を超える者) 2級 (4年制大学卒業後の 経験年数が28年を超 える者<教諭、養護教諭、 栄養教諭に限る>)	6級 (第4号区分に掲 げる者を除く) 5級	6級 (第4号区分に掲 げる者を除く) 5級 (任命権者が定め る者)	
第6号区分	20,850	【特2級】 2級 (4年制大学卒業後 の経験年数が16年 を超える者)	【特2級】 2級 (4年制大学卒業後 の経験年数が16年 を超える者)	4級	5級 (第5号区分に掲 げる者を除く)	4級 (H19.4.1以降は 3級に切替)
第7号区分	16,700	2級、1級 (4年制大学卒業後 の経験年数が9年 を超える者)	2級、1級 (4年制大学卒業後 の経験年数が9年 を超える者)	3級	4級、3級	3級
第8号区分	0	2級、1級 (4年制大学卒業後 の経験年数が9年 以下の者)	2級、1級 (4年制大学卒業後 の経験年数が9年 以下の者)	2級、1級	2級、1級	2級、1級

※ 短大卒業の場合、表中の経験年数は、それぞれ2年を加算します。

※ 平成19年4月から管理職手当が定額になっています。

※ 勤続期間が24年以下の場合、調整額は下表のとおりになります。

区 分		調 整 額
自己都合 退職以外	勤続5年以上24年以下	全額加算
	勤続4年以下	調整額の2分の1を加算
自己都合 退職	勤続10年以上24年以下	調整額の2分の1を加算
	勤続9年以下	加算なし

<例>

【退職区分】自己都合退職、勤続20年

【調整額区分】①第6号区分=48月 ⇒ 20,850円 × 48月 = 1,000,800円

②第7号区分=12月 ⇒ 16,700円 × 12月 = 200,400円

調整額 … (①1,000,800円 + ②200,400円) × 1/2 = 600,600円

※合計する60月の中に、平成8年4月1日から平成18年3月31日に該当する期間がある場合は、こちらをご覧ください。

【別表3】

給料表別の退職手当調整額の適用区分（平成8年4月1日～平成18年3月31日まで）

調整額区分	調整月額 (単位：円)	給料表				
		小・中学校教育職	高等学校等教育職	行政職	医療(二)	技能職
第1号分	50,000			11級		
第2号分	45,850	4級 管理職手当16%	4級 管理職手当16%	10級		
第3号分	41,700	4級 管理職手当14%	4級 管理職手当14%	9級	7級	
第4号分	33,350	4級、3級 管理職手当12%	4級、3級 管理職手当12%	8級 (任用等級2等級の者に限る)	6級 (任用等級2等級の者に限る)	
第5号分	25,000	3級、2級 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者<教諭、養護教諭、栄養教諭に限る>)	3級、2級 (4年制大学卒業後の経験年数が28年を超える者<教諭、養護教諭、栄養教諭に限る>)	8級 (第4号区分に掲げる者を除く) 7級 (任命権者が定める者)	6級 (第4号区分に掲げる者を除く) 5級 (任命権者が定める者)	
第6号分	20,850	2級 (4年制大学卒業後の経験年数が16年を超える者)	2級 (4年制大学卒業後の経験年数が16年を超える者)	7級 (第5号区分に掲げる者を除く) 6級 (任用等級3等級の者に限る)	5級 (任用等級3等級の者に限り、第5号区分に掲げる者を除く)	6級
第7号分	16,700	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年を超える者)	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年を超える者)	6級 (第6号区分に掲げる者を除く) 5級 4級 (任用等級4等級の者に限る)	5級 (第6号区分に掲げる者を除く) 4級 3級 (任用等級4等級の者に限る)	5級 4級
第8号分	0	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年以下の者)	2級、1級 (4年制大学卒業後の経験年数が9年以下の者)	4級 (第7号区分に掲げる者を除く) 3級 2級 1級	3級 (第7号区分に掲げる者を除く) 2級 1級	3級 2級 1級

※ 短大卒業の場合、表中の経験年数は、それぞれ2年を加算します。

▼ 退職手当における勤続年数（以下「勤続年数」という。）の計算について

1 1年未満の端数の取扱い

- 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。
- ただし、退職者の在職期間が6年以上1年未満の場合には、1年とします。
また、傷病又は死亡による退職、勤務公署の移転による退職、廃職・過員による整理退職については、その退職者の在職期間が1年未満の場合には、1年とします。
- 計算例：【採用】昭和60年4月1日
【退職】平成29年12月31日
・在職期間は32年9月となり、勤続年数は1年未満の端数である9月を切り捨て32年となります。

2 月の途中での採用・退職における端数の取扱い

- 月の途中での採用や退職の場合、在職期間の計算では、その月は1月とします。
- 計算例：【採用】昭和60年4月7日
【退職】平成29年12月20日
・昭和60年4月と平成29年12月は各々1月と計算し、在職期間は32年9月となり、勤続年数は1年未満の端数である9月を切り捨て32年となります。

3 期限付講師（臨時的任用職員）の任用期間の取扱い

- 高知県に正規職員として採用される前の本県での期限付講師の任用期間は、任用期間が採用日に連続している場合には在職期間に通算します（期限付講師として退職手当が支給されていない場合に限る。）。逆に、任用期間が採用日に連続していない場合には在職期間に通算されません。
- 時間講師としての任用期間は、常勤でないため、在職期間に通算されません。
- 計算例①：【期限付講師の任用期間】昭和60年4月7日～昭和61年3月31日
【採用】昭和61年4月1日
【退職】平成30年3月31日
・期限付講師の任用期間が採用日に連続しているため、その任用期間は在職期間に通算します。
・また、昭和60年4月は「上記2」により1月と計算しますので、在職期間は、
期限付講師1年＋正規職員32年＝33年となり、勤続年数も33年となります。
- 計算例②：【期限付講師の任用期間】昭和60年4月7日～昭和61年3月24日
昭和61年4月7日～昭和62年3月31日
【採用】昭和62年4月1日
【退職】平成30年3月31日
・昭和60年4月7日～昭和61年3月24日の期限付講師の任用期間は採用日に連続していないので、その任用期間は在職期間に通算されません。
・一方、昭和61年4月7日～昭和62年3月31日の期限付講師の任用期間は採用日に連続しており、在職期間に通算し、昭和61年4月は「上記2」により1月と計算しますので、在職期間は、
期限付講師1年＋正規職員31年＝32年となり、勤続年数も32年となります。

4 休職などの除算期間の取扱い

- 病気休職、育児休業などがある場合、その期間の全部又は一部が勤続年数から除算されますが、その除算の対象期間は、月の初日から月の末日までのすべての期間を含む月だけを基に計算します。
- 除算する期間（割合）については、「退職手当の計算方法」の項（2ページ）をご覧ください。

- 計算例①：【採用】昭和60年4月1日
【退職】平成30年3月31日
【病気休暇】平成10年3月1日～平成10年7月28日
【病気休職】平成10年7月29日～平成11年9月27日

- ・まず、除算期間を計算します。
病気休暇の期間は除算の対象ではありません。病気休職は1/2を除算します。
また、平成10年7月と平成11年9月は、まる1月ないので、除算の対象期間に該当しません。
したがって、平成10年8月～平成11年8月の13月が除算の対象期間で、その1/2の6.5月が除算されます。
- ・次に、在職期間は、昭和60年4月～平成30年3月までで、33年となります。
- ・勤続年数は、在職期間33年から除算期間6.5月を差し引いた32年5.5月の1年未満の端数である5.5月を切り捨てた32年となります。

- 計算例②：【採用】昭和63年4月1日
【退職】平成30年3月31日
【育児休業】平成2年8月4日～平成3年4月30日(子の誕生日は平成2年6月8日)

- ・まず、除算期間を計算します。
育児休業の終期が平成4年4月1日前ですので、育児休業の全期間の1/2を除算します。
また、平成2年8月は、まる1月ないので、除算の対象期間に該当しません。
したがって、平成2年9月～平成3年4月の8月が除算の対象期間で、その1/2の4月が除算されます。
- ・次に、在職期間は、昭和63年4月～平成30年3月までで、30年となります。
- ・勤続年数は、在職期間30年から除算期間4月を差し引いた29年8月の1年未満の端数である8月を切り捨てた29年となります。

- 計算例③：【期限付講師の任用期間】昭和59年9月1日～昭和60年3月31日
【採用】昭和60年4月1日
【退職】平成30年3月31日
【育児休業】昭和63年11月20日～平成元年7月31日(子の誕生日は昭和63年9月24日)
平成2年8月4日～平成3年4月30日(子の誕生日は平成2年6月8日)

- ・まず、除算期間を計算します。
いずれの育児休業も終期が平成4年4月1日前なので、育児休業の全期間の1/2を除算します。
また、昭和63年11月と平成2年8月は、まる1月ないので、除算の対象期間に該当しません。
したがって、昭和63年12月～平成元年7月の8月と、平成2年9月～平成3年4月の8月が除算の対象期間で、それぞれ1/2の4月、合計で8月が除算されます。
- ・次に、在職期間は、期限付講師の任用期間が採用日に連続しており通算しますので、昭和59年9月～平成30年3月までで、33年7月となります。
- ・勤続年数は、在職期間33年7月から除算期間8月を差し引いた32年11月の1年未満の端数である11月を切り捨てた32年となります。

- 計算例④：【採用】平成13年4月1日
【退職】平成30年3月31日
【育児休業】平成16年8月4日～平成19年3月31日(子の誕生日は平成16年6月8日)

- ・まず、除算期間を計算します。
育児休業の終期が平成4年4月1日以降ですので、子が1歳に達する平成17年6月までの期間は1/3を除算し、平成17年7月以降の期間は1/2を除算します。
また、平成16年8月は、まる1月ないので、除算の対象期間に該当しません。
したがって、平成16年9月～平成17年6月の10月が1/3除算の対象期間で約3.3月が除算され、また、平成17年7月～平成19年3月の21月が1/2除算の対象期間で10.5月が除算され、合計で約13.8月が除算されます。
- ・次に、在職期間は、平成13年4月～平成30年3月までで、17年となります。
- ・勤続年数は、在職期間17年から除算期間13.8月を差し引いた15年10.2月の1年未満の端数である10.2月を切り捨てた15年となります。

退職手当の計算

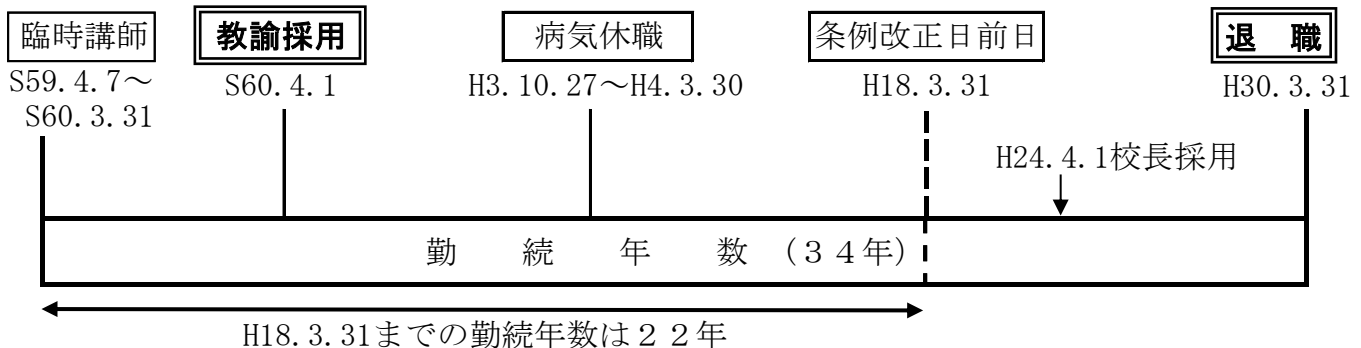
【例】福利太郎さんの場合

1 退職手当の基礎となる給料月額とは？

- A：新制度退職手当額を算定する場合 → 退職時の給料月額（H-4-37 461,600円）
B：旧制度（H18.3.31現在）の額を算定する場合 → H18.3.31現在の給料月額（H-3-20 455,400円）

2 退職手当の基礎となる勤続年数等は？

福利太郎さんは、昭和60年4月1日に採用されて平成30年3月31日に定年退職します。
採用前に任用期間が連続する臨時講師の期間があります。
また、在職中に病気で休職した期間もあります。
H24.4.1に校長（管理職手当12%）に任用されました。



勤続期間の通算について

<通算される期間>

- (ア) 任用期間が連続している臨時講師の期間。（ただし、退職手当の支給制度がない自治体の場合は、連続していても通算されません。）
- (イ) 任用期間が連続している他県や国、市町村での勤務期間。ただし、退職手当が支給されていないことが条件になります。（「退職手当支給無」の証明が必要）
※「退職手当支給無」の証明については、教職員・福利課で手続きを行います。

<通算されない期間>

- (ア) 時間講師（常勤でないため）の期間
- (イ) 任用期間が連続していない場合の臨時講師の期間
- (ウ) 任用期間が連続していない他県や国、市町村での勤務期間

除算期間について

<在職期間から2分の1の期間を除算するもの>

- ・ 病気休職、育児休業、停職等

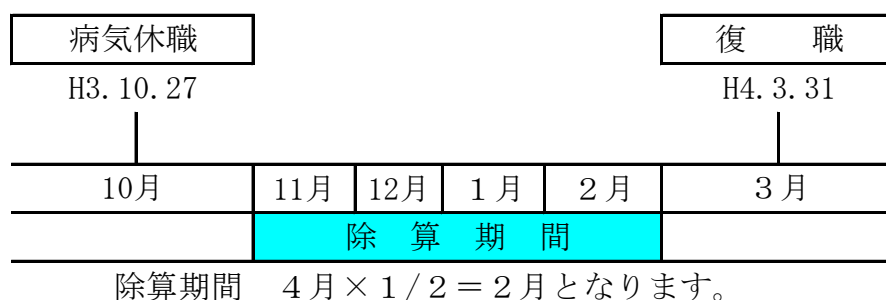
<在職期間から3分の1の期間を除算するもの>

- ・ 育児休業の終期が平成4年4月1日以降の場合のみ、子が1歳に達した日の属する月までを1/3除算
- ・ 育児短時間勤務をした期間

<在職期間から全期間除算するもの>

- ・ 配偶者同行休業
- ・ 職員組合専従

※税年数期間は、基本的に休職期間を除算しませんが、職員組合専従の期間については、税年数も除算されます。



※ 除算の対象期間は、月の初日から月の末日までのすべての期間を含む月だけを基に計算しますので、平成3年10月と平成4年3月は除算期間の対象外です。

A : 新制度退職手当額を算定する場合……退職時までの期間

勤続年数(34年) - 除算期間(2月) = 33年10月 → 勤続年数は33年

B : H18. 3. 31現在の額を算定する場合…… H18. 3. 31までの期間

勤続年数(22年) - 除算期間(2月) = 21年10月 → 勤続年数は21年

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

※税年数期間はA、BともH30. 3. 31までの期間で計算し、1年未満の端数は1年に切り上げますので、34年になります。

3 平成18年4月からの新制度で創設された退職手当調整額は？

福利太郎さんは、H8. 4. 1以後 H30. 3. 31までの期間において、額が高いものから順に60月を算定すると、H24. 4. 1から管理職手当12%の校長職でしたので、第4号区分が60月になります。(詳しくは【別表2】【別表3】(4・5ページ)をご覧ください。)

1～3までを参考に、【例】の福利太郎さんの退職手当と税金を算定してみます。

(1) まず、**B**のH18.3.31現在の額を算定します。

$$\text{旧給料月額 (455,400円)} \times \text{旧制度支給率 (23.22675)} = 10,577,461\text{円}$$

(2) **A**の新制度退職手当額を算定します。

$$\begin{aligned} &\text{新給料月額 (461,600円)} \times \text{新制度支給率 (45.32355)} + \text{退職手当調整額 (33,350円} \times 60\text{月)} \\ &= 22,922,350\text{円} \end{aligned}$$

(3) 福利太郎さんの退職手当額は、**A**と**B**の額を比較し、

額の大きい方になりますので、**Aの 22,922,350円** となります。

(4) 次に「税金」を計算します。

福利太郎さんの税金上の勤続年数は34年ですので、**課税退職所得金額**は、

$$\begin{aligned} &(\text{退職手当} - \text{退職所得控除額}) \\ &(22,922,350\text{円} - 17,800,000\text{円}) \times 1/2 = 2,561,175\text{円} \end{aligned}$$

1,000円未満を切り捨て、**2,561,000円** となります。

この課税退職所得金額を 14ページの税額表にあてはめて、税額を算出します。

【所得 税・復興特別所得税】

$$(2,561,000\text{円} \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\% = 161,930\text{円} \quad \text{1円未満の端数は切り捨てます。}$$

【住 民 税】

市町村民税	・・・	$2,561,000\text{円} \times 6\% = 153,660\text{円} \Rightarrow 153,600\text{円}$	} 100円未満の端数はそれぞれ 切り捨てます。
県 民 税	・・・	$2,561,000\text{円} \times 4\% = 102,440\text{円} \Rightarrow 102,400\text{円}$	
計	256,000円	

となります。

▼ 退職手当を計算してみよう。

(注) ここでの退職手当の試算は、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日	A			
退職理由	B		退職理由によって、⑤の支給率が異なりますので、ご注意ください。	
退職年度末の年齢(歳)	C		退職年度末における満年齢です。	
勤続年数(年)	D		退職日における勤続年数です。 ご自身の人事記録カードで、ご確認ください。 なお、教職員・福利課では、人事主管課で管理している人事記録カードを使用しています。	
退職時の給料月額(円)	①		退職日の給料月額で、本給以外は一切含みません。通常、退職日が属する年度の4月1日現在の給料月額と同額となります。ただし、平成18年4月1日から支給されている現給保障額は含みませんので、ご注意ください。 ご自身の人事記録カードと月々の給与明細で、ご確認ください。	
給料月額の加算	教職調整額	②	%	教育職給料表の適用を受け、かつ、その職務の級が1級、2級または特2級である方だけに4%支給されています。 (校長、教頭、学校事務、技能職の方には支給されません。) ご自身の月々の給与明細で、ご確認ください。
	給料の調整額	③		特別支援学校の教育職給料表の適用を受ける方、小・中学校の特別支援学級の担任教員の方および土佐海援丸の船員の方だけに支給されます。 ご自身の月々の給与明細で、ご確認ください。
	勸奨退職の割増	④	%	退職理由が任命権者が承認した勸奨退職であって、退職年度末の年齢が50歳以上、かつ勤続年数が25年以上の方は、60歳と「退職年度末の年齢C」との差に相当する年数1年につき2%を乗じた率が加算されます。 例えば、58歳の方は(60-58)×2%=4%を加算し104%、54歳の方は(60-54)×2%=12%を加算し112%となります。
支給率(【別表1】を参照)	⑤		【別表1】(3ページ)で、ご確認ください。 まず、「退職理由B」で、どの「区分」欄に該当するのかが確認します。次に、「勤続年数D」に従い、支給率をご確認ください。	
退職手当基本額(円未満切捨て)	⑥		(①×②+③)×④×⑤の計算式で求めます。 なお、端数処理は計算の最後で行い、円未満を切り捨てます。	
退職手当調整額(円) (【別表2】 【別表3】 を参照)	調整額区分	調整月額	月数	【別表2】【別表3】(4・5ページ)で、ご確認ください。 退職手当調整額は、【別表2】【別表3】の「調整額区分」の第1号～第8号に応じて定められた額(50,000～0円)のうち、その額が最も多いものから順に、その順位を付し、その第1順位～第60順位までの調整月額を合計した額です。 退職直前の60月分ではありませんので、ご注意ください。 ご自身の人事記録カードと月々の給与明細で、ご自身の給料表の種類、給料の級、教諭としての経験年数、管理職としての経験年数(管理職手当別)などをご確認のうえ、退職手当調整額を求めてください。 管理職の場合、管理職手当の額に応じて、また、教諭の場合、経験年数に応じて、調整額区分が異なりますので、正確に求めるのは、ご自身では難しい場合があります。 そこで、教諭の場合、最低限の退職手当調整額等を次にお示しします。ただし、退職理由は「自己都合」以外で、休職等の除算期間がないものとします。 ・校長歴が5年以上：最低 2,001,000円～最高 2,751,000円 ・教頭歴が5年以上：最低 1,500,000円～最高 2,001,000円 ・大卒で勤続年数が33年以上：最低 1,500,000円 ・大卒で勤続年数が21年以上：最低 1,251,000円 ・大卒で勤続年数が14年以上：最低 1,002,000円
	第1号区分	50,000		
	第2号区分	45,850	0	
	第3号区分	41,700	0	
	第4号区分	33,350	0	
	第5号区分	25,000	0	
	第6号区分	20,850	0	
	第7号区分	16,700	0	
	第8号区分	0	0	
計(60月)		⑦		
退職手当額(円)			⑥+⑦の計算式で求めます。 退職手当の支給額(税込み)です。	

【例1】私は昭和32年6月3日生まれで、大学卒業後、小学校の期限付講師として昭和55年4月7日から昭和56年3月31日まで勤務し、小学校教諭に昭和56年4月1日に採用され、平成30年3月31日に定年で退職します。なお、休職等はありません。また、給料月額、H(小学校・中学校等教育職給料表)2級149号給で415,800円です。

(注) ここでの退職手当の試算は、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日	A	H30.3.31	退職日は今年度末(H30.3.31)		
退職理由	B	定年	退職理由は定年		
退職年度末の年齢(歳)	C	60	満年齢は60歳(定年退職)		
勤続年数(年)	D	38	期限付講師の任用期間が採用日に連続しているため、その任用期間は在職期間に通算され、また、昭和55年4月は1月と計算しますので、期限付講師歴1年、正規職員歴37年で、勤続年数は38年となります。		
退職時の給料月額(円)	①	415,800	給料月額は415,800円		
給料月額の加算	教職調整額	②	104%	小学校の教諭で、教育職給料表の適用を受け、かつ、その職務の級が2級ですので、教職調整額が支給されます。	
	給料の調整額	③	0	小学校の教諭で、特別支援学級の担任教員ではないので、給料の調整額は支給されません。	
	勸奨退職の割増	④	100%	退職理由は定年なので、該当しません。	
支給率(【別表1】を参照)	⑤	47.709	「退職理由B」が定年で、「勤続年数D」が38年なので、支給率は47.709になります。		
退職手当基本額(円未満切捨て)	⑥	20,630,898	(①×②+③)×④×⑤の計算式で求めます。 なお、端数処理は計算の最後で行い、円未満を切り捨てます。		
退職手当調整額(円) (【別表2】 【別表3】 を参照)	調整額区分	調整月額	月数	小学校の教諭で、大学卒業後の「勤続年数D」が38年ですので、調整額区分は、「第5号区分」が最も多いものになります。 また、経験年数28年を超える年数が、10年ありますので、60月すべてが「第5号区分」になります。	
	第1号区分	50,000			
	第2号区分	45,850	0		0
	第3号区分	41,700	0		0
	第4号区分	33,350	0		0
	第5号区分	25,000	60		1,500,000
	第6号区分	20,850	0		0
	第7号区分	16,700	0		0
	第8号区分	0	0		0
計(60月)		⑦	1,500,000		
退職手当額(円)		22,130,898	⑥+⑦の計算式で求めます。 退職手当の支給額(税込み)です。		

【例2】私は昭和36年8月18日生まれで、大学卒業後、小学校の期限付講師として昭和59年4月7日から昭和60年1月31日まで勤務し、特別支援学校教諭に昭和60年4月1日に採用され、勸奨を受け平成30年3月31日に退職します。なお、休職等はありません。また、給料月額は、J(高等学校等教育職給料表)2級123号給で420,700円です。

(注) ここでの退職手当の試算は、旧制度によるH18.3.31現在の退職手当と比較せず、現の退職日の退職手当が、H18.3.31の額より高いとした場合で行います。

退職日	A	H30.3.31	退職日は今年度末(H30.3.31)		
退職理由	B	勸奨	退職理由は勸奨		
退職年度末の年齢(歳)	C	56	満年齢は56歳		
勤続年数(年)	D	33	期限付講師の任用期間が採用日に連続していないので、その任用期間は在職期間に通算されませんので、勤続年数は、正規職員歴だけの33年となります。		
退職時の給料月額(円)	①	420,700	給料月額は420,700円		
給料月額の加算	教職調整額	②	104%	特別支援学校の教諭で、教育職給料表の適用を受け、かつ、その職務の級が2級ですので、教職調整額が支給されます。	
	給料の調整額	③	11,000	特別支援学校の教諭なので、給料の調整額が支給されています。 11,000円(調整基本額)×1(調整数)=11,000円	
	勸奨退職の割増	④	108%	退職理由が勸奨で、年齢が50歳以上、勤続年数が25年以上ですので、該当します。 (60歳-56歳)×2%=8%の加算となります。	
支給率(【別表1】を参照)	⑤	45.32355	「退職理由B」が勸奨で、「勤続年数D」が33年なので、支給率は45.32355になります。		
退職手当基本額(円未満切捨て)	⑥	21,955,191	(①×②+③)×④×⑤の計算式で求めます。 なお、端数処理は計算の最後で行い、円未満を切り捨てます。		
退職手当調整額(円) (【別表2】 【別表3】 を参照)	調整額区分	調整月額	月数	特別支援学校の教諭で、大学卒業後の「勤続年数D」が33年ですので、調整額区分は、「第5号区分」が最も多いものになります。 また、経験年数28年を超える年数が、5年ありますので、60月すべてが「第5号区分」になります。	
	第1号区分	50,000			
	第2号区分	45,850	0		0
	第3号区分	41,700	0		0
	第4号区分	33,350	0		0
	第5号区分	25,000	60		1,500,000
	第6号区分	20,850	0		0
	第7号区分	16,700	0		0
	第8号区分	0	0		0
計(60月)		⑦	1,500,000		
退職手当額(円)		23,455,191	⑥+⑦の計算式で求めます。 退職手当の支給額(税込み)です。		

◀ 退職手当（退職所得）に係る税金 ▶

- 1 退職手当は分離課税ですので、支給時に所得税・復興特別所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されて課税は終了します。
- 2 勤務年数による退職所得控除を受けることができますが、その他の所得控除はありません。
退職所得控除額は、下の①の表に当てはめて求めます。
この場合、勤務年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。
- 3 税金が課税される課税退職所得金額は次の算式で求め、1,000円未満の端数は切り捨てます。

$$\text{課税退職所得金額} \langle A \rangle = (\text{退職手当} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$
- 4 税金は、下の②及び③の算式に当てはめて求めます。

①【退職所得控除額】（所得税法 別表第六）

（単位：千円）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	800	1,800	16年	6,400	7,400	30年	15,000	16,000
3年	1,200	2,200	17年	6,800	7,800	31年	15,700	16,700
4年	1,600	2,600	18年	7,200	8,200	32年	16,400	17,400
5年	2,000	3,000	19年	7,600	8,600	33年	17,100	18,100
6年	2,400	3,400	20年	8,000	9,000	34年	17,800	18,800
7年	2,800	3,800	21年	8,700	9,700	35年	18,500	19,500
8年	3,200	4,200	22年	9,400	10,400	36年	19,200	20,200
9年	3,600	4,600	23年	10,100	11,100	37年	19,900	20,900
10年	4,000	5,000	24年	10,800	11,800	38年	20,600	21,600
11年	4,400	5,400	25年	11,500	12,500	39年	21,300	22,300
12年	4,800	5,800	26年	12,200	13,200	40年	22,000	23,000
13年	5,200	6,200	27年	12,900	13,900	41年以上	* 1	* 2
14年	5,600	6,600	28年	13,600	14,600			
15年	6,000	7,000	29年	14,300	15,300			

* 1 : 22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年毎に700千円を加算した金額

* 2 : 23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年毎に700千円を加算した金額

②【所得税・復興特別所得税】

（単位：円）

課税退職所得金額 <A>	税 額（1円未満の端数は切り捨て） （※平成25年1月1日～平成49年12月31日の間、復興特別所得税（2.1%）が徴収されます。）
195万円以下	$(\langle A \rangle \times 5\%) \times 102.1\%$
195万円超 330万円以下	$(\langle A \rangle \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\%$
330 " 695 "	$(\langle A \rangle \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\%$
695 " 900 "	$(\langle A \rangle \times 23\% - 636,000\text{円}) \times 102.1\%$
900 " 1,800 "	$(\langle A \rangle \times 33\% - 1,536,000\text{円}) \times 102.1\%$

③【住民税】

（単位：円）

税 額（100円未満の端数は切り捨て）	備 考
市町村民税	<A> = 課税退職所得金額 税率は<A>の額の多少にかかわらず一律です。
<A> × 6%	
県 民 税	<A> × 4%

【参考】年度末退職者の給料から徴収されている「住民税」の取扱いについて

毎月の給料から徴収されている「住民税」は、前年の1月から12月の給料に対して課税されているもので、当該年の6月から翌年5月までの間、毎月、給料から徴収されます。

しかし、年度末に退職される方は、退職後の4月・5月の給料が支給されないため、4月・5月の給料から徴収されるべき「住民税」を徴収できません。

そのため、高知県に再任用される方を除き、その「住民税」が退職手当から「未徴収税」として控除されます。

退職手当支給申出書

退職時の所属		職名	
住所	〒 <input style="width: 100px;" type="text"/>		
	都道府県 区郡 市町村 ----- (マンション名等は略さずにご記入ください。) ----- 電話番号 — —		
住所以外の連絡先	電話番号 — —		
振込口座	<input checked="" type="radio"/> ① 普通 <input type="radio"/> 2 当座 口座番号 (右詰め) <input style="width: 100px;" type="text"/>		
	銀行・金庫		支店
	名義 <input style="width: 1000px;" type="text"/>		
退職年月日	平成 <input style="width: 30px;" type="text"/> 年 <input style="width: 30px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px;" type="text"/> 日		
退職後(退職の日又はその翌日に)引続いて国家公務員又は地方公務員等となる場合は、その就職先及び職名を記入して下さい。ならない場合は、記入の必要はありません。			
就職先		職名	
退職手当を上記のとおり支給されるよう申し出ます。 <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div>			
高知県教育長 田村 壮児 様		職員番号	<input style="width: 100px;" type="text"/>
申出者	氏名	<input style="width: 150px;" type="text"/> <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</div>	

平成 年 月 日
 税務署長
 市町村長 殿

平成 年分

退職所得の受給に関する申告書
 退職所得申告書

支払者受付印



退職 手 当 の 支 払 者 の	所在地 (住所)	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52	あなたの あ な た の	現住所	〒
	名称 (氏名)	高知県教育長		氏名	
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 5 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 3		個人番号	
				その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年	
				至 年 月 日		
	② 退職の区分等	一般生活の有・無 () の 有・無 障害扶助		うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 至 年 月 日
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年	
				至 年 月 日		
	うち 特定役員等勤続期間	有 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年	
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 至 年 月 日	年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日	年
				至 年 月 日	
	① うち 特定役員等勤続期間	有 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日	年	
				至 年 月 日		
	うち 特定役員等勤続期間	有 無		自 年 月 日 至 年 月 日	年	
			⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	有 無	自 年 月 日 至 年 月 日	年
			⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年	
			① うち ①と⑩の通算期間	自 年 月 日	年	

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)名称(氏名)
				市町村民税(円)	道府県民税(円)			
B 一般	・	・				・	一般障害	
B 特定役員	・	・				・	一般障害	
C	・	・				・	一般障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。